

単体規定	法第 35 条 令第 128 条 都安条第 10 条の 4、第 17 条、第 19 条	作成（改訂）日
	敷地内の通路	令和 4 年 3 月 1 日 （令和 7 年 4 月 1 日）
敷地内の通路の取扱いについて		
敷地内の通路（令第 128 条）は、屋外通路とし、原則当該通路は上空まで開放された通路（樋先等から有効幅員を確保）であることが必要である。また、通路に門扉等を設置する場合は、門扉の開放時における有効幅員が本規定で求められる幅員以上確保されなければならない。 ただし、下記の条件をすべて満たし、かつ、避難上支障がない場合には敷地内通路として取扱う。なお主要な出入口は、ピロティまたはポーチへの建具のある出口とする。 ・ 通路の有効幅員を本規定で求められる幅員以上確保すること。 ・ 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床（耐火建築物の場合。それ以外の場合は準耐火構造の壁・床）および常時閉鎖式の法第 2 条第九号の二に定める防火設備（都安条第 19 条第 2 項の屋外通路は特定防火設備）で区画し、通路の壁および天井の下地、仕上げを不燃材料とすること。 ・ ピロティの周長の 1/2 以上たれ壁等がなく外気に十分に開放されていること。ただし構造上最低限必要な柱等についてはこの限りではない。 ・ 通路部分が将来にわたって屋内的用途に転用されるおそれのない空間であること。 ・ 通路に門扉等を設置する場合は、避難方向に開くものとする。 ・ 隣地境界線から有効 500mm 以上確保すること。		
立面図 平面図		

また隣地境界線から有効 500mm 以上離れた部分は上空開放とする。玄関前等の必要最低限の庇など一定の高さが確保されている局部的な庇等の突出で避難上支障がない場合については、審査の中で判断する。

ピロティに設置する駐輪場や駐車場については原則不可。避難経路との区画をし、高い開放性を有する場合などは審査の中で判断する。

この令第 128 条の屋外通路の原則の取扱いは、都安条第 10 条の 4「屋外通路」、第 17 条「通路等」、第 19 条第 2 項「屋外通路」についても準用する。

技術的助言など	30 都市建企第 1072 号（都安条第 5 条） 30 都市建企第 722 号（都安条第 19 条）
参考文献など	建築物の防火避難規定の解説 2023 P99、Q & A 誰にもわかる建築法規の手引 P645